

パスポート（旅券）申請 Q & A （令和3年6月1日現在）

富山県旅券センター

TEL 076-445-4581

高岡旅券センター

TEL 0766-27-1855

- ❶ パスポート（旅券）を申請したいのですが、どこに行けばよいですか。
- ❷ パスポート申請に必要な書類は何ですか。
- ❸ 富山県外に住民登録をしていますが、富山県で申請できますか。
- ❹ パスポートを更新するにはどうすればいいですか。
- ❺ 旅券センターの申請受付時間とパスポート取得までの日数はどのくらいかかりますか。
- ❻ 代理人が申請書を提出してもよいですか。
- ❼ 家族で申請する場合は、戸籍謄（抄）本は人数分必要ですか。
- ❽ 未成年者が申請する場合の注意点は何か。
- ❾ 所持人自署欄に自分でサインができない場合、代筆してもよいですか。
- ❿ パスポートの受け取り（交付）は代理人でもできますか。
- ⓫ パスポートを紛失（盗難・焼失）、損傷した場合はどうすればいいですか。
- ⓬ パスポート取得後に氏名、本籍、住所が変わったら、手続きは必要ですか。
- ⓭ パスポートの査証欄（ビザのページ）が無くなりそうな場合は、どうすればいいですか。
- ⓮ 旅券名義人が死亡したのですが、パスポートはどうすればいいですか。

① パスポート（旅券）を申請したいのですが、どこに行けばよいですか。

1 申請される前に次のことをご確認ください。

- ① 日本国籍をお持ちですか？（日本国籍がない方は申請することができません。）
- ② 富山県内で住民登録をしておられますか？（他の都道府県で住民登録されている場合は、③も参照してください。）
- ③ 申請者は何歳の方ですか？（申請者が未成年の場合は、⑧も参照してください。）
- ④ パスポートの申請は初めてですか？（今までに旧姓も含めパスポートの発給を受けた方で、最後に発給を受けたパスポートの有効期間内に申請する場合は、④も参照してください。有効期間が残っているパスポートを紛失した場合は、⑩も参照してください。）

2 富山県のパスポート（旅券）の窓口及び問い合わせ先は次のとおりです。

名称	富山県旅券センター (以下、 富山 と表記します。)	富山県旅券センター高岡支所 (高岡旅券センター) (以下、 高岡 と表記します。)
所在地	〒930-0003 富山市桜町1丁目1番61号 マリエとやま7階 TEL (076)445-4581	〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ7階 TEL (0766)27-1855
受付時間等	申請	月曜日～金曜日 9時～16時30分
	受け取り (交付)	月・水・金曜日 9時～16時30分 火・木曜日 9時～19時 日曜日 9時～16時30分
	閉庁 日等	土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 富山 、 高岡 とも日曜日は受け取りのみであり、申請はできません。
申請から受取までの日数	申請日を含めて 5日目 から旅券の受け取りができます。（※土・日・祝日及び年末年始を除いて数えます。）	申請日を含めて 7日目 から旅券の受け取りができます。（※土・日・祝日及び年末年始を除いて数えます。）
⑤ も参照してください。		
旅券センターが入居するビルの閉館時間帯の来所方法	マリエとやま本館営業開始前の午前10時までに越しの方 ・公共交通機関などをご利用の方は、本館1階の「MOMI&TOY'S (クレープ店)」横の出入口から店内に入り、エレベーターで7階フロアにお越しく下さい。 ・自家用車の方は、マリエとやま駐車場の7階又は8階に駐車してから、連絡通路でマリエとやま本館6階に入り、エスカレーター又はエレベーターで7階フロアにお越しく下さい。	御旅屋セリオ休業日（不定期水曜日）にお越しの方 ・御旅屋セリオの休業日であっても、通常どおりパスポートの申請・受け取りができます。 ・御旅屋セリオ休業日にお越しの方は、裏側の入口（片原町側）又は正面玄関左側自動扉から店内に入り、エレベーターで7階フロアにお越しく下さい。

<p>駐車場</p>	<p>マリエとやま駐車場をご利用ください。 ※旅券センター内で1時間まで無料にする 手続きを行いますので、駐車券を持参の うえ来所願います。</p>	<p>高岡市営御旅屋駐車場（高岡市御旅屋町 1222-1）をご利用ください。 ※手続き不要で、1時間まで無料です。 駐車場から徒歩2分で来所できます。</p>
<p>その他</p>	<p>申請に必要な手数料（収入印紙・富山県収 入証紙）を同時に購入できる自動販売機が 旅券センターの<u>前（向い側）</u>に設置されて います。</p>	<p>申請に必要な手数料（収入印紙・富山県収 入証紙）を同時に購入できる自動販売機が 旅券センター高岡支所の<u>左横</u>に設置されて います。</p>

② パスポート申請に必要な書類は何ですか。

1 申請に必要な書類

※ 申請に必要な書類を提示、提出していただけない場合は、申請を受け付けできません。

(1) 一般旅券発給申請書（新規・切替） 1通 **提出**

- 申請書は、旅券センターや市町村の窓口を設置してあります。また、平成30年10月1日から、外務省のホームページからダウンロード申請書（このQ&Aでは、「ダウンロード申請書」と表記します。）を作成・印刷して申請することができるようになりました。

外務省「パスポート申請書ダウンロード」ホームページ

↳ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

【注意事項】ダウンロード申請書は2枚とも、裏面には何も印刷しないでください。

- 申請内容は機械で読み取りますので、申請書を折り曲げたり、汚したりしないでください。

(2) 戸籍謄（抄）本（原本） 1通 **提出**

- 申請日前6か月以内に発行された記載事項が最新のものを提出してください。なお、記載が2頁以上にわたる戸籍謄（抄）本から、該当する頁だけを選んで提出した場合は無効になります。（同一戸籍内の方が、同時に申請する場合は、⑦も参照してください。）

(3) 写真（カラー、白黒いずれでも可） 1枚 **提出**

- 申請日前6か月以内に撮影された縦4.5cm、横3.5cmのものを提出してください。
- 写真の裏面下部に氏名を記入してください。（筆圧が強すぎると、写真の表面にスジが写ってしまいますので、注意してください。）
- 写真は、旅券センターのスタッフが申請書に貼り付けますので、申請書に貼らずに窓口に提出してください。

※ 写真の規格は外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」を参照してください。

↳ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

↳ 写真の例（R3.5.18更新）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf>

- ◎ 無帽で正面を向いていること、写真に画像加工・処理を施したりしないこと、色付きや瞳の寸法・形状を変更するコンタクトレンズは使用しないこと等のほか、細かく注意事項が定められています。

- パスポート申請用の写真の規格に合わなかったり、画質が劣っていたりする場合に、写真の撮り直しをお願いすることがありますので、写真屋さん等で撮影することをお勧めします。

【参考】 **富山**（マリエ富山7階フロア）の横に写真屋さんが常駐しています。（参考価格：4枚1,500円）

高岡（御旅屋セリオ7階フロア）の横に無人証明写真機が設置してあります。（参考価格：6枚1,000円）

【注意事項】無人証明写真機で撮影される場合、画像・加工処理は施さないでください。

(4) 本人確認書類（有効期間内の**原本**） 1点又は2点 **提示**（又は**提出**）

- 1点でよい書類と2点必要な書類がありますので、「旅券（パスポート）申請のごあんない **申請に必要な書類** 4本人確認書類」を参照してください。

↳ <http://toyama-2572.pref.toyama.jp/cms8341/documents/9624/50211228-1.pdf>

- 有効期間内の**原本**の提示（提出）が必要です（コピーは認められません。）。

※ 文中の**富山**は、富山県旅券センター、**高岡**は、富山県旅券センター高岡支所（高岡旅券センター）のことです。

(5) 前回発給を受けたパスポート **提出** (返納)

- ・ 今までに旧姓を含めパスポートの発給を受けた方は、有効期間の有無にかかわらず、最後に発給を受けたパスポートを必ず持参してください。

(注) パスポートの有効期間内に新しいパスポートに切替申請 (④を参照してください。) をする場合は、最後に発給を受けたパスポートが返納されないと、申請を受け付けることはできません。

- ・ 最後に発給を受けたパスポートがお手元がない方は、旅券センターにお問い合わせください。

(6) 住民票 (原本) 1通 **提出**

- ・ 富山県内に住民登録のある方は住民票の提出を省略できます。(申請の当日に住民登録を異動した場合、住民基本台帳ネットワークシステムに登録が済んでいないことがあるため、住民票が必要になることがあります。)
- ・ 富山県外に住民登録のある方は、申請日前6か月以内に発行された記載事項が最新のもので、個人番号の記載のないものを提出してください。

※ 申請に際し、印鑑は不要です。ただし、本人確認書類として、印鑑登録証明書を提出される場合は、登録されている印鑑 (実印) もお持ちください。

2 申請書の記入方法

記入例とご注意を参照してください。

↳ <http://toyama-2572.pref.toyama.jp/cms8341/documents/9624/5021228-2.pdf>

- ・ 表面 (ダウンロード申請書の1枚目) の所持人自署の欄と刑罰等関係の欄は、必ず申請者本人が記入 (入力) しなければなりません。

【申請後の注意事項】

- ※ 申請された後は、原則、取り下げることができません。
- ※ 一般旅券申請受理票 (引換書) にスタンプで押したお渡し予定日以降、なるべく早く受け取りに来ていただきますようお願いいたします。
- ※ パスポートの受け取りは年齢に関係なく必ず本人がお越しください。 (代理人の方が受け取ることはできません。)

③ 富山県外に住民登録をしていますが、富山県で申請できますか。

住民票が他の都道府県にあっても、学生の方、長期出張者等で継続して富山県に居住している方は、富山県でパスポートに関する申請（居所申請）をすることができます。

居所申請する場合は、必ず本人が旅券センター窓口に来て申請してください（本人以外の申請は認められません。）。

● 居所申請の際に提出又は提示を求める書類

(1) 居所申請申出書 1通 **提出**（申請時に旅券センターでお渡しする用紙に記入する方法と富山県のホームページからダウンロードした用紙にあらかじめ記入して持参する方法があります。）

(2) ②の1「申請に必要な書類」の(1)から(5)までの書類を提出又は提示してください。

(3) 住民票（6か月以内に発行された記載事項が最新のものの**原本**） 1通 **提出**
本籍や転居等の履歴の記載がない広域交付住民票でも差し支えありません。

ただし、一時帰国者の方は住民票の提出は不要です。

(4) 申請者の居所が確認できる書類

一時帰国者 (a)～(f)までのうちのいずれか1点。

(a) 有効な査証又は滞在許可証

(b) 外国人登録証

(c) 永住証明書

(d) 再入国許可証

(e) その他在留国政府が発行した書類であって、申請者が当該国において外国人（日本人）として中長期間在留していることを証する文書

(f) (a)から(e)のいずれも提示できない場合は戸籍の附票（現在の居住国が登録されているもの）

船員 (a)、(b)のいずれか1点。

(a) 船員手帳（船員であることが確認できるもの）

(b) 居所（停泊地）を証明する船長の証明書（船名、船長名、停泊場所、停泊期間、所属会社の名称及び連絡先が記載されているもの）又は、所属会社等の証明書（所属会社等の名称・連絡先、居所での居住期間及び居所が明記されたもの）

学生、長期出張者、季節労働者等 (a)～(f)のうちいずれか1点。

※ 学生の方は、(a)～(f)のうちいずれか1点のほか、学生証（写真が貼付されているもの）又は在学証明書も提示してください。

(a) 居所の賃貸契約書

(b) 郵便物《官公署発出のものが望ましい》

【注意事項】宛先が申請者であり、居所の住所が部屋番号まで省略せずに書いてあり、6か月以内に届いたことが消印で確認できる最新のもの

(c) 居所の記載のある官公庁発行の被災・罹災証明書

(d) 公共料金請求書

【注意事項】請求の宛先が申請者であり、居所の住所が部屋番号まで省略せずに書いてあり、6か月以内に発行されたことが確認できる最新のもの

- (e) 在職証明書（指定の書式はありませんが、所属会社の代表者等が作成、押印したもので、少なくとも申請者の氏名、生年月日、職業（職種）、居所、契約又は就業期間の記載のあるもの）
- (f) 建築確認許可通知書の写し

（例）富山県内の大学等に通っている学生（県外住民登録者で県内に居住する者）は、学生証（写真の貼付してあるもの）と郵便物を提示してください。

なお、県外の自宅から富山県内の大学等に通学している学生の方は、学生証（写真の貼付してあるもの）のみ提示してください。

上記以外の者

旅券センターにお問い合わせください。

- （注）住民登録は富山県でしていても、県外に居住しており、居住地で申請を希望される場合は、居住地の都道府県のパスポート（旅券）事務所にお問い合わせください。

④ パスポートを更新するにはどうすればいいですか。

- 1 旅券法には「更新」という制度はありませんが、パスポートの残存期間が1年未満等となったときは、現在有効なパスポートを返納して、新たに有効期間が10年又は5年のパスポートの発行を受ける切替申請ができます。

【切替申請の注意事項】

- ・ 新しいパスポートが発行され、新しい旅券番号に変わります（パスポートの受け取り前に新しい番号をお伝えすることはできません。）。
- ・ 現在有効なパスポートの残りの有効期間は、失効します（残りの期間は、新しいパスポートに加算されません。）。
- ・ 現在のパスポートは返納していただきますが、有効な査証がある場合やお手元に残しておくことを希望される場合は、新しいパスポートを受け取る時にVOID（失効）処理をしたうえで還付します。

2 切替申請に必要な書類

新規申請と同じ（②の1「申請に必要な書類」を参照してください。）ですが、返納する前回のパスポートに記載されている、①氏名、②本籍地、③性別、④生年月日の4項目のいずれにも変更がない方は、戸籍謄（抄）本の提出を省略することができます。

ただし、次の方は有効期間内の切替申請であっても、戸籍謄（抄）本を省略することができません。

- (1) 未成年者の方で特に必要と判断される方
- (2) 新たに別名併記等を希望する方

【戸籍謄（抄）本の提出を省略される方への注意事項】

- ・ 申請書の表面（ダウンロード用紙の1枚目）の氏名の欄は、戸籍に記載のとおり記入することになっていますので、注意願います。
- ・ 申請書の表面（ダウンロード用紙の1枚目）には、本籍地の都道府県のあとに、市区町村以下を記入する欄がありますが、その欄には正確に「丁目」「番地」や「番」まで記入していただくことになっていますので、「番地」などが不確かな方は申請前に住民票等で確認されますようお願いいたします。

⑤ 旅券センターの申請受付時間とパスポート取得までの日数はどのくらいかかりますか。

- 1 申請の受付時間は、月曜日から金曜日の富山 9:00~16:30、高岡 10:00~16:30) です。(土曜日、日曜日、祝休日と年末年始(12/29~1/3)は申請ができません。)
- 2 パスポートは、申請の日から数えて土曜日、日曜日、祝休日と年末年始を除いて、申請された日から、富山は5日目以降に、高岡は7日目以降に、受け取り(交付)できます。

〈例〉 (下記のカレンダーの○数字は申請日から、土日等を除いて○日目を表しています。)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月(祝)	火	水	木	金	土	日	月	火	水
富山	●申請 ①				○交付 ⑤					●申請 ①	②	③				○交付 ⑤								
高岡	●申請 ①							○交付 ⑦				●申請 ①											○交付 ⑦	

- 3 ただし、紛失・盗難・焼失により、紛失一般旅券等届出書の届出といっしょに申請された場合は、申請の日から数えて、土曜日、日曜日、祝休日と年末年始を除いて、富山は6日目以降に、高岡は8日目以降に、受け取り(交付)できます(通常の申請より1日多くかかりますので注意してください。)

〈例〉 (下記のカレンダーの○数字は申請日から、土日等を除いて○日目を表しています。)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月(祝)	火	水	木	金	土	日	月	火	水
富山	●申請 ①							○交付 ⑥		●申請 ①	②	③				○交付 ⑥								
高岡	●申請 ①							○交付 ⑧				●申請 ①											○交付 ⑧	

※ パスポートの受け取りは必ず本人がお越しください。 (代理人の方が受け取ることはできません。)

※ 文・表中の富山は、富山県旅券センター、高岡は、富山県旅券センター高岡支所(高岡旅券センター)のことです。

⑥ 代理人が申請書を提出してもよいですか。

1 次の申請に該当しない場合は、代理人が申請書を提出することができます。

- ・ 紛失等や著しい損傷による切替申請
- ・ 居所申請
- ・ 以前にパスポートを申請して受け取らず、そのパスポートが失効した方の申請
- ・ 申請書の表面の刑罰等関係欄の「はい」に☑がある方の申請

2 代理で申請書を提出（申請）する場合は、次の点に注意してください。

- (1) 申請書の表面（ダウンロード申請書の1枚目）の「所持人自署欄」に必ず**申請者本人の署名**（自署）が必要です。また、表面の下部にある「刑罰等関係」欄も必ず**申請者本人が口**に✓をつけてください（未成年者の場合は、親権者が口に✓をつけても差し支えありません。）。
- (2) 申請者が未成年者の場合は、裏面（ダウンロード申請書の2枚目）の「法定代理人（親権者、後見人など）署名」欄は、必ず**親権のある父母等が署名（自署）**してください。
- (3) 申請書の裏面（ダウンロード申請書の2枚目）下部の「申請書類等提出委任申出書」の欄の点線より上の「申請者記入」欄内の【記入年月日、引受人氏名、申請者との関係、引受人住所】は、必ず**申請者本人が自筆で記入**してください。

ただし、法定代理人が未成年の申請者に代わって申請する場合は、記入する必要はありません（申請者が未成年の場合は⑧、⑨も参照してください。）。

また、「申請書類等提出委任申出書」の欄の点線より下の「引受人記入」欄は、必ず**代理人が自筆で記入**してください。

- (4) 申請の際には、申請者本人の本人確認書類（原本）だけでなく、代理人の本人確認書類（原本）も必要です。

（本人確認書類については、「旅券（パスポート）申請のごあんない申請に必要な書類」4本人確認書類）を参照してください。）

↳ <http://toyama-2572.pref.toyama.jp/cms8341/documents/9624/50211228-1.pdf>

★ 代理で提出される場合（未就学児の申請を親権者が代理申請する場合を除きます。）は、事前に一般旅券発給申請書を入手して、上記2の(1)から(3)までの**記入が済んだ状態**で、提出してください（記入漏れがある場合は受け付けできませんので、提出前に記入漏れがないことを確認してください。）。

★ 代理提出（申請）の場合であっても、パスポートの受け取りは年齢に関係なく必ず本人がお越しください（代理人の方が受け取ることはできません。）。

- ・ 代理人の方は、申請窓口で渡される「一般旅券申請受理票（引換書）」を必ず申請者にお渡しください。また、申請窓口で指示があった場合は、その内容を申請者にお伝えください。

⑦ 家族で申請する場合は、戸籍謄（抄）本は人数分必要ですか。

同一戸籍の方が、同時に申請する場合に限り、戸籍謄本（発行から6か月以内のもの）1通の提出
で申請できます。

【注意事項】 記載が2頁以上にわたる戸籍謄（抄）本から、該当する頁だけを選んで提出した場合は無効になります。

⑧ 未成年者が申請する場合の注意点は何か。

- 1 未成年者は、5年旅券のみ申請できます。
- 2 未成年者が申請する場合には、親権のある父母等が申請書の裏面（ダウンロード申請書の2枚目）の「法定代理人（後見人など）署名」欄に自署する必要があります。

【親権についての注意事項】

親権は、通常両親にあります。離婚、養子縁組等で親権が定められている場合があります。この場合は、定められた親権者の自署（署名）が必要です。

- 3 親権者等の法定代理人が国外又は遠隔地にいる場合は、法定代理人自署の同意書に（下の旅券申請同意書を参照してください。）代えることができます。この場合は、申請書の裏面（ダウンロード申請書の2枚目）の法定代理人署名欄は、空白となります。

旅券申請同意書は、旅券センターで入手する方法と、富山県旅券センターのホームページからダウンロードする方法があります。

令和 年 月 日
外務大臣殿
法定代理人 署 名 _____ 住 所 _____ 連絡先 _____
旅 券 申 請 同 意 書
（続柄） （子の氏名） 私の _____ である _____ が一般旅券発給申請をすることに同意します。
※法定代理人の方が下線部を全て直筆で記入してください。 ※法定代理人の署名は、親権が父母にある場合、母（父）が父（母）の名前を書くとも無効になります。

- ★ 代理で提出される場合（未就学児の申請を親権者が代理申請する場合は除きます。）は、事前に一般旅券発給申請書を入手して、申請書の表面（ダウンロード申請書の1枚目）の「所持人自署」の欄、「刑罰等関係」の欄を申請者本人が必ずご自身で記入を済ませたうえで、申請書の裏面（ダウンロード申請書の2枚目）の「法定代理人（後見人など）署名」の欄を、法定代理人等が必ずご自身で記入を済ませたうえで提出してください。（記入漏れがある場合は受け付けできませんので、記入漏れのないようお願いいたします。）

⑨ 所持人自署欄に自分でサインができない場合、代筆してもよいですか。

1 小学生になっていない方（未就学児）又は身体に障害がある方等で、所持人自署欄に自署できない方は、下記(1)～(3)の順位に従って、名義人（申請者）となる人に代わって代理署名することができます。

ただし、年齢を問わず本人が、例えば「とやま はなこ」とひらがなでも自署できる場合は、本人が署名しても差し支えありません。

- (1) 申請者の法定代理人（父母等の親権者、後見人）
- (2) 申請者の配偶者
- (3) (1)、(2)の方がいらっしゃらない場合は申請者の同行人

2 代筆の方法は、申請書表面「所持人自署欄」の赤枠の点線の下（ダウンロード申請書の1枚目の▷◁の下部）に、誰が記名したのかを明確にするため、代筆者の氏名、申請者との関係を英語又は日本語で記入してください。

〈記入例〉

b y Y u k i o J i n z u (F a t h e r)	: 神通幸雄（父）代筆
b y E . J I N Z U (M o t h e r)	: 神通恵美子（母）代筆
b y Y . J I N Z U (G u a r d i a n)	: 神通幸雄（後見人）代筆
b y T . T O Y A M A (H u s b a n d)	: 富山太郎（夫）代筆
b y H a n a k o T o y a m a (W i f e)	: 富山花子（妻）代筆
b y J . K U R O B E (A t t e n d a n t)	: 黒部次郎（付添人）代筆
b y J . S m i t h (F a t h e r)	: スミスジョン（父）代筆

※ 英語で署名する場合、名前をイニシャルにしても差し支えありません。

(注) 代理で申請書を提出する場合は、申請書の裏面（ダウンロード申請書の2枚目）の「申請書類等提出委任申出書」の点線から上の申請者記入欄（「年月日」、「引受人氏名」、「引受人住所」、「申請者との関係」の4か所）についても、代筆してください。

ただし、法定代理人が未成年の申請者に代わって申請する場合は、記入する必要はありません。

⑩ パスポートの受け取り（交付）は代理人でもできますか。

1 パスポートの受け取りは年齢に関係なく必ず本人がお越しくください。（本人確認をさせていただきますので、代理人の方が受け取ることはできません。）（申請者が乳幼児等の場合は親権者の方が旅券センター窓口に来てきてあげてください。）

ただし、増補申請の場合は、本人以外の代理の方が受け取りできます。（⑬の1参照）

2 パスポートの受け取り（交付）時間は、次のとおりです。（土曜日、祝休日と年末年始(12/29～1/3)は受け取りできません。）

富山		高岡	
月・水・金曜日	9時～16時30分	月曜日～金曜日	10時～17時30分
火・木曜日	9時～19時		
日曜日	9時～16時30分	日曜日	10時～17時30分

● パスポートは申請した窓口でお受け取りください。

なお、申請時に受け取り窓口を申請した窓口と異なる窓口に変更することができます（富山で申請して高岡で受け取り、又は、高岡で申請して富山で受け取り）。

- ・ 受け取り窓口の変更を希望する場合は、申請した窓口で変更を希望することをお伝えください。
- ・ ただし、変更された後で、さらに受け取り窓口を変更することはできません。
- ・ 申請窓口と違う窓口で受け取る場合は、申請の日から数えて土曜日、日曜日、祝休日と年末年始を除いて、7日目以降に受け取り（交付）となります（⑤の2の高岡と同じスケジュール）。

3 受け取りに必要なもの

- (1) 申請時にお渡しする「一般旅券申請受理票（引換書）」を忘れずにお持ちください。
- (2) 手数料（旅券法第20条等に規定された額の収入印紙と富山県収入証紙）は下表のとおりです。

区 分	手数料	左 の 内 訳		備 考	
		収入印紙	富山県収入証紙		
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円	富山 旅券センターの前に設置されている自動販売機で区分ごとに収入印紙と富山県収入証紙をセットで販売しています。 高岡 旅券センターの横に設置されている自動販売機で区分ごとに収入印紙と富山県収入証紙をセットで販売しています。	
5年旅券	12歳以上	11,000円	9,000円		2,000円
	12歳未満	6,000円	4,000円		2,000円
記載事項変更	6,000円	4,000円	2,000円		
増補	2,500円	2,000円	500円		

【注意事項】 パスポートの発行日から6か月以内に必ず受け取りに来てください。（6か月が経過する前に旅券センターから受け取りのご連絡をすることがあります。）

※ 文・表中の富山は、富山県旅券センター、高岡は、富山県旅券センター高岡支所(高岡旅券センター)のことです。

12 パスポート取得後に氏名、本籍、住所が変わったら、手続きは必要ですか。

1 パスポート記載事項である氏名、本籍の都道府県名、生年月日、性別について、変更が生じた場合は、次の(1)か(2)のいずれかの手続きが必要になります。

- ・ (1)、(2)ともに、申請時に現在の有効なパスポートを返納して、新しい旅券番号に変わったパスポートの発行を受けます。申請時に返納されたパスポートは、新しいパスポートを受け取る時にVOID（失効）処理をしたうえで還付します。
- ・ 本籍の都道府県名に変更がない場合は、パスポートの記載事項に変更がないので手続きは不要です。

(1) 訂正新規申請

新たに有効期間が10年又は5年のパスポートが発行されます（返納するパスポートの残りの有効期間は失効します。）。

- ・ 訂正新規申請に必要なもの

- | | | | |
|--------------------|----|----|------|
| ① 一般旅券発給申請書（新規・切替） | 1通 | 提出 | |
| ② 現在お持ちの有効なパスポート | | 提出 | （返納） |
| ③ 戸籍謄（抄）本 | 1通 | 提出 | |

【注意事項】申請日前6か月以内に発行され、パスポート記載の氏名、本籍等から現在の氏名、本籍等に変わった経緯が分かるものを提出してください。

- | | | | |
|------|----|----|-----------------------|
| ④ 写真 | 1枚 | 提出 | （②の(1)の3を写真参照してください。） |
|------|----|----|-----------------------|

- ・ 手数料は、新規申請と同じです。

(2) 記載事項変更申請

返納するパスポートと有効期間満了日が同一である新しい旅券番号のパスポートが発行されます。

- ・ 記載事項変更申請に必要なもの

- | | | | |
|----------------------|----|----|------|
| ① 一般旅券発給申請書（記載事項変更用） | 1通 | 提出 | |
| ② 現在お持ちの有効なパスポート | | 提出 | （返納） |
| ③ 戸籍謄（抄）本 | 1通 | 提出 | |

【注意事項】申請日前6か月以内に発行されたパスポート記載の氏名、本籍等から現在の氏名、本籍等に変わった経緯が分かるものを提出してください。

- | | | | |
|------|----|----|-----------------------|
| ④ 写真 | 1枚 | 提出 | （②の(1)の3を写真参照してください。） |
|------|----|----|-----------------------|

- ・ 手数料は6,000円（収入印紙4,000円、富山県収入証紙2,000円）です。

- ・ 記載事項変更用の申請書も、申請者本人による「所持人自署」欄の署名、「刑罰等関係」、委任申出書の「申請者記入」欄の記入等が必要になりますので、代理で申請書を提出する場合は、事前に申請書を入手して、申請者本人が記入したうえで、上記の必要書類と代理人の本人確認書類（免許証等）を持参のうえ申請にお越しくください。

（注）記載事項変更用の申請書は、旅券センターに設置してあります（市町村の窓口には置いてありません。）。外務省のホームページからダウンロードすることもできます。

2 現住所のみが変わった場合は、手続きは必要ありません（下記を参考にしてください。）。

(1) 2020年（令和2年）2月3日より前にパスポートを申請した方は、パスポートの裏表紙の「所持人記入欄」に記入した住所をご自身で訂正（二重線を引き、空いている場所に新住所を記入）してください。書き切れない場合は、メモ用紙に記入したものをクリップ留めしてご使用いただき、「所持人記入欄」以外の頁への記入はしないでください。

なお、修正液や修正テープを使って修正した場合、反対側の頁に貼り付いて、汚破損する恐れがありますので、修正液等は使わないでください。

(2) 2020年（令和2年）2月4日以降にパスポートを申請した方のパスポートは、裏表紙にあったご自身の住所等をする記入欄がなくなり、緊急連絡先を記入する欄だけになりました。

13 パスポートの査証欄（ビザのページ）が無くなりそうな場合は、どうすればいいですか。

次の1か2のいずれかの申請手続きができます。

1 査証欄の増補申請（現在のパスポートに査証欄を40ページ増やす方法）

(1) 増補申請は同一旅券について1回に限り行えます。

海外渡航の頻度が特に多い方は、新規申請と同時に増補の申請を行うこともできます。

(2) 同時に新規申請をしないで、増補のみ申請する場合の手続き

- 必要な書類 ① 一般旅券査証欄増補申請書 1通 **提出**
- ② 増補を受けようとする現在のパスポート **提出**
- 受け取り時の手数料は2,500円（収入印紙2,000円＋富山県収入証紙500円）です。
- 増補申請については、代理人による提出だけでなく、代理人が増補後のパスポートを受け取る（代理受領）こともできます。

増補申請の代理提出や代理受領をする場合も申請書や代理受領書には、申請者本人が自筆で記入する欄がありますので、事前に旅券センターまで書類を取りにお越しいただき、その際に必ず代理提出・代理受領したい旨、窓口でおっしゃってください。

▼ **富山**で増補申請をした場合は、その日のうちに増補したパスポートを受け取れますので、あらかじめ代理受領書を入手して申請者本人が「申請者本人記入欄」を記入しておかれると、手続きがスムーズです（窓口の混み具合にもよりますが、1時間ぐらい時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。）。

▼ **高岡**で増補申請をする場合は、土日祝休日及び年末年始を除き、6日目に交付できます。

※ 増補申請であっても^{きょしよ}居所申請する場合は、本人による申請が必要です。（代理提出は認められません。）

2 切替申請

現在のパスポートの査証欄が残りわずかになった場合は、新規申請と同じ手続きで、切替申請ができます（④を参照してください。）。

現在の有効なパスポートを返納のうえ、新しいパスポートが発行され、旅券番号が変わります。また、返納するパスポートの残りの期間は失効します（新しいパスポートの有効期間は発行された日から10年又は5年となります。）。

申請時に返納されたパスポートは、新しいパスポートを受け取る時にVOID（失効）処理をしたうえで還付します。

※ 文中の**富山**は、富山県旅券センター、**高岡**は、富山県旅券センター高岡支所（高岡旅券センター）のことです。

⑭ 旅券名義人が死亡したのですが、パスポートはどうすればいいですか。

ご家族様から亡くなられた名義人様の戸籍謄本等の原本（コピー不可）を提示していただき、亡くなられた名義人様のパスポートを返納していただきます。

（ご家族様が名義人様のパスポートの返還を希望される場合は、パスポートにVOID（失効）処理をした後に還付します。）